大治町福祉用具購入費受領委任払制度に係る取扱誓約書

別紙

令和　　年　　月　　日

（宛先）大治町長　様

住　　　所

事業者名称

代表者氏名

大治町の介護保険福祉用具購入費受領委任払制度に関して、事業者の登録及び受領委任の取扱いを申し出るにあたり、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

（基本的事項）

１　介護保険法第４４条第１項に規定する特定福祉用具又は同第５６条第１項に規定する特定介護予防福祉用具（以下「特定福祉用具等」という。）の販売に関しては、関係法令、通達、及び大治町の要綱等を遵守すること。

２　居宅要介護等被保険者の意思及び人権を尊重し、常に居宅要介護等被保険者の立場に立ったサービス提供に努めること。

（受給資格の確認等）

３　居宅要介護等被保険者から、当該特定福祉用具等の販売について大治町介護保険福祉用具購入費受領委任払制度にて取り扱うことを求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって大治町の被保険者であること、また、要介護認定又は要支援認定を受けていること、さらに給付制限を受けていないことを確認すること。

（自己負担の受領）

４　特定福祉用具等に係る費用については、介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合及び居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防福祉用具購入費支給限度基準額に基づいた自己負担額の支払いを受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、居宅要介護等被保険者へ領収証を発行すること。

（指導・調査等）

５　町長が必要があると認めた特定福祉用具等購入費の支給に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

６　関係法令、通達、本町の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について町長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

（登録の取消し等）

７　この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により事業者登録を届け出た場合、町長が直ちに当該登録を取り消すこと、また、以後町長が定める取消期間中は登録を受けることができないことについて、異議を唱えないこと。

（その他）

８　届出に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日等を町長に届け出ること。